

議案第 27 号

鯖江市水道事業給水条例の一部改正について

鯖江市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

水道法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市水道事業給水条例の一部を改正する条例

鯖江市水道事業給水条例(昭和35年鯖江市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項および第12条の2第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第44条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣および環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。